

議案第 43 号

橋本市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

## 橋本市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市営駐車場設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第32号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(駐車時間及び料金等)	(駐車時間及び料金等)
第7条 略	第7条 略
2 橋本市駐車場の使用料(以下「料金」という。)は、入場後30分間は無料とし、その後30分(30分に満たない端数時間は30分とする。)ごとに、 <u>191円に、その額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。</u>	2 橋本市駐車場の使用料(以下「料金」という。)は、入場後30分間は無料とし、その後30分(30分に満たない端数時間は30分とする。)ごとに <u>200円とする。</u>
3 略	3 略
4 高野口駐車場の使用料(以下「使用料」という。)は、 <u>次の各号に定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。</u> ただし、使用料を算定するににおいて、1月に満たない月の場合は、その日数が15日未満であるときは使用料の半額とし、15日以上あるときは1月として計算する。 (1) 橋本市内に居住する者又は橋本市内の事業所に勤務する者のいずれかに該当する者については、1区画月額 <u>4,500円</u> (2) 前号以外の者については、1区画月額 <u>5,500円</u>	4 高野口駐車場の使用料(以下「使用料」という。)は、 <u>次のとおりとする。</u> ただし、使用料を算定するににおいて、1月に満たない月の場合は、その日数が15日未満であるときは使用料の半額とし、15日以上あるときは1月として計算する。 (1) 橋本市内に居住する者又は橋本市内の事業所に勤務する者のいずれかに該当する者については、1区画月額 <u>4,500円</u> (2) 前号以外の者については、1区画月額 <u>5,500円</u>